

第7節

防衛庁の市ヶ谷地区への移転等 に係る取組

(平成12年5月8日)

…Outline…

防衛庁が所在する桜町地区周辺は、商業地化が進展し、警備・通信面での影響等が増大したこと、また、国有財産の有効利用の観点からも防衛庁の中央組織を桜町地区から市ヶ谷地区に移転し、首都及びその近郊の防衛施設の再配置を図ることとなった。

● 背景

防衛庁の中核組織が所在していた桜町地区周辺（東京都港区六本木）は、商業地化が著しく進展し、商業ビルの高層化等によって警備・通信面での問題が顕在化し、また、国有財産の有効利用の観点からも、防衛庁の中核組織を置くよりも、その位置、環境等にふさわしい他の用途に利用することが適当であると考えられる状況となった。

防衛庁としては、こうした状況を踏まえ、防衛庁本庁庁舎等移転計画を決定し、防衛庁の中核組織を桜町地区から市ヶ谷地区に移転し、これに伴い、首都及びその近郊に所在する防衛施設の再配置を図ることとなった。

● 本事業への防衛施設庁の取組

昭和63年4月8日、膨大かつ複雑な本事業を円滑かつ適切に処理するため、「庁舎等移転工事室」が防衛施設庁建設部建設企画課に置かれた。また、増大する工事発注業務、地元調整業務に対応すべく、平成3年4月12日、東京局建設部建設企画課に「防衛庁本庁庁舎等移転工事室」が置かれ、同局に設置された「移転工事室」は、計画班、建築班、土木班及び設備班の各班からなり、総勢四十数名の大所帯となった。このため、事務室も既存建物に納まらないことから、桜町地区の27号館と28号館の間に仮設事務所が新たに設置され、言わば同局の第2建設部の様相を呈した。

● 移転の開始

防衛庁本庁などの桧町地区から市ヶ谷地区への移転に先立って、目黒、朝霞、大宮、霞ヶ浦及び十条地区への防衛施設の移転が実施された。

目黒地区の工事は、平成3年に着工され、平成6年に市ヶ谷地区から統幕学校、陸自・海自・空自の各幹部学校が移転した。

朝霞地区の工事は、平成3年に着工され、平成6年に芝浦地区から東部方面音楽隊が、市ヶ谷地区から東部方面総監部及び同隷下部隊がそれぞれ移転し、追って平成8年までに主要建物が完成した。

大宮地区の工事は、平成4年に着工され、平成11年に市ヶ谷地区から第32普通科連隊が移転した。

霞ヶ浦地区の工事は、平成2年に着工され、平成9年に十条地区から武器補給処の整備部現業部門、大宮地区から通信補給処の現業部門がそれぞれ移転した。

十条地区の工事は、平成7年に着工され、平成9年に市ヶ谷地区から陸自資材統制隊、海自需給統制隊及び空自補給本部が、目黒地区から第1補給処が、大宮地区から通信補給処の統制部門が、桧町地区から調達実施本部（現装備本部）東京支部がそれぞれ移転した。

なお、十条地区は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）上の用途地域が第2種住居専用地域（平成4年の都市計画法の改正により第1種・第2種中高層住居専用地域に区分）であり、3階以上又は1,500m²を超える庁舎などは原則として建築することのできない地域であった。

このため、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）第48条第2項ただし書の規定による許可を東京都知事から受けて工事を行うこととしたが、この許可に当たっては、同地区の一部既存建物を文化財として保存することが条件とされた。これは、地元意見に配慮したものであった。

● 市ヶ谷地区の概要・沿革

市ヶ谷地区は、JR市ヶ谷駅から西方約0.6km、JR四谷駅から北方約0.8kmの位置に所在し、南側は靖国通り、西側は外苑東通りに接しており、敷地は、南北に約350m、東西に約800mあり、南側の靖国通りから高低差約17mの一段高い台地を形成している。この地はかつて、旧尾張藩の上屋敷の跡地であったことから、平成2年4月に埋蔵文化財の試掘調査を実施したところ、遺構・遺物が発見されたため、平成3年4月から財団法人東京都埋蔵文化財センターによる調査が本格的に行われることとなった。

防衛施設としての市ヶ谷地区の沿革は、明治7年に旧陸軍士官学校が開設、昭和16年に大本営陸軍部、陸軍省及び参謀本部が移駐した。

終戦後の昭和21年、市ヶ谷地区は米軍に接収され、極東国際軍事裁判（東京裁判）の法廷として使用され、米極東軍司令部などとして使用された後、昭和34年に返還され、昭和35年から自衛隊が使用することとなった。

東京裁判の法廷として使用された旧1号館は、大戦の語り部として現状保存すべきであるとの声が強く、その象徴的部分である「大講堂」、天皇陛下の控え室であった旧「便殿の間」、旧「陸軍大臣室」及び「車寄せ」を可能な限り現部材を利用しつつ、市ヶ谷地区内で移設復元するという方針が立てられ、平成6年に解体に着手し、平成9年にその復元工事が完了した。

この旧1号館は、昭和12年に完成し、鉄筋コンクリート造地上3階、地下1階建て、延



旧大講堂

べ面積約2万5,700m²の建物であったが、復元後は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積約1,600m²の建物として、平成10年に「記念館」として完成した。

自衛隊殉職者慰霊碑は、殉職した自衛隊員の功績を永久に顕彰し、深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため昭和37年に建てられたものであり、毎年、自衛隊記念日行事の一環として、その直近1年間に殉職した隊員の追悼行事が行われている。

その後、風化による老朽化が進んだことにより、昭和55年、防衛施設庁建設部職員のデザインが採用された慰霊碑に建て替えられた。

この慰霊碑には、歴代防衛庁長官などの防衛庁幹部が離着任するときには欠かさず、また、外国要人が防衛庁を表敬する際にも献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意を表している。

防衛庁本庁などの市ヶ谷移転に伴い、平成10年、自衛隊員殉職者慰霊碑などを「メモリアルゾーン」として整理したが、地積が狭く儀仗隊を伴った式典などの実施が困難などの問題があり、平成14年度から同地区の整備を開始した。平成15年8月の整備完了後、同年9月11日には、森元内閣総理大臣、瓦元防衛庁長官、虎島



旧便殿の間



旧陸軍大臣室

元防衛庁長官などの出席の下、「メモリアルゾーン」整備完了に伴う披露行事が行われた。

● 市ヶ谷庁舎の建設

防衛庁本庁庁舎等を市ヶ谷地区に計画するに当たり、①防衛庁の中核としてふさわしい風格、シンボル性及び各種の機能を備えていること、②緑地等自然環境はできる限り生かし、周辺環境との調和を図ること、③各庁舎が一群を形成し、統一的印象を与えるよう考慮するなどのことが基本構想とされた。

本体工事は、平成5年度に着工され、平成8年、庁舎B・C棟に陸自・海自・空自の通信関係部隊及び情報関係組織が移転し運用を開始している。同時期には隊舎、厚生棟が完成した。また、防衛庁の中核中の中核である庁舎A棟は、平成7年度に着工し、平成11年に建設工事は終了し、その後物品等の据付け工事などを経て、平成12年に防衛庁内局や統幕・陸・海・空幕などが移転した。

防衛施設庁や技術研究本部・調達実施本部などが移転した庁舎D棟、長官直轄部隊等が移転したE棟及び正門警衛所は平成11年末に、主に会議室・倉庫等として使用する庁舎E2棟は平成12年3月に完成している。

これらの建築物以外にも、地形等を生かした道路整備や、正門内側から見ると扇型に広がる石張りで、手すり支柱にフットライトが装備された大階段、その左手には上下2レーンの屋外用エスカレータ、庁舎A棟前面の儀仗広場、自衛隊員の体力増強に寄与するためのグラウンドなどが整備されており、それらと建築物とが一体となって調和のとれた展望を広げており、基本構想をそのまま実現した出来映えとなっている。

なお、平成19年度中の完成を目指して、防衛省の情報通信機能を集約する「情報通信棟（C3棟）」【鉄骨鉄筋コンクリート造、地下4階・地上2階建】の建設が鋭意進められている。



市ヶ谷地区の工事の様子
(提供：朝雲新聞社)



市ヶ谷地区の概観

● 本事業の特質

本事業の際立った特質は、市ヶ谷、十条、目黒、朝霞、大宮及び霞ヶ浦の6地区において多数の部隊の再配置がそれぞれの地区の工事進捗状況と密接に関連している中で、これらの部隊の運用を中断することなく、既存施設を撤去し、新たな施設を整備しつつ、部隊の再配置を完了させることであった。また、各地区の工事はそれぞれの地区のほぼ全域で実施されたが、駐屯地機能を維持しつつ既存建築物の撤去、建築物の新設を行うことも重要な条件であった。

本事業は、この複雑かつ大規模な工事を6地区で同時期に行うものであり、それぞれの地区の工程管理が全体事業に影響することから、それぞれの地区の工程管理にとどまらず、全体の工程管理を要するなど複雑な工程管理が求められた。

また、防衛中枢施設である市ヶ谷地区の庁舎群など、防衛施設の建設技術的にも非常に高度な技術が要求される建設工事が多いなど質的に大変難しい工事であった。技術的に特筆すべきものは、市ヶ谷地区B棟通信鉄塔におけるプッシュアップ工法、A棟地下指揮所の抗たん施設建設技術、先述した東京裁判が行われた講堂を一部保存復元した記念館の施工技術などが挙げられる。これらの工事期間中には各防衛施設局などから多くの建設部職員等が研修に訪れていた。

本事業に携わった職員にとっては、このような大規模かつ複雑で困難な事業を完了させることができたことは、大きな誇りであるとともに、様々な高度な建設技術に触れることができたことは、その後の建設工事執行業務を実施する上での大きな糧となっている。